

平成18年度
社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)
結果の概況

目	次	頁
報告の概要		1
結果の概要		
1 生活保護関係		
(1) 被保護世帯数		2
(2) 被保護実人員		3
(3) 保護開始の主な理由		4
2 身体障害者福祉関係		5
3 知的障害者福祉関係		5
4 婦人保護関係		6
5 老人福祉関係		
(1) 老人ホームの施設数・定員		6
(2) 老人クラブ数・会員数		7
6 民生委員関係		7
7 社会福祉法人関係		8
8 児童福祉関係		
(1) 保育所の施設数・定員・在籍人員		8
(2) 児童相談所における相談の種類		9
(3) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数		9
9 戦傷病者特別援護関係		10
用語の定義		11

平成18年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)の結果は厚生労働省ホームページにも掲載されています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

報 告 の 概 要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とした。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とした。

3 報告の種類及び時期

月報(9表)及び年度報(50表)とした。

月 報 (国への提出期限：翌月末)

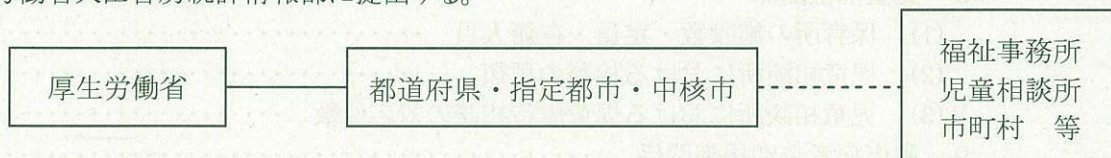
年度報 (国への提出期限：翌年度4月末、ただし、一部のものについては当該年度4月末・10月末・11月末)

4 報告事項

生活保護関係、身体障害者福祉関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係

5 報告の方法及び系統

- (1) 企画は厚生労働省大臣官房統計情報部が省内各部局の協力を得て行った。
- (2) 都道府県、指定都市及び中核市は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する。



6 利用上の注意

- (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
減少数又は減少率	△

- (2) 施設数については活動中の施設について集計した。
- (3) この概要に掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数にあわない場合もある。

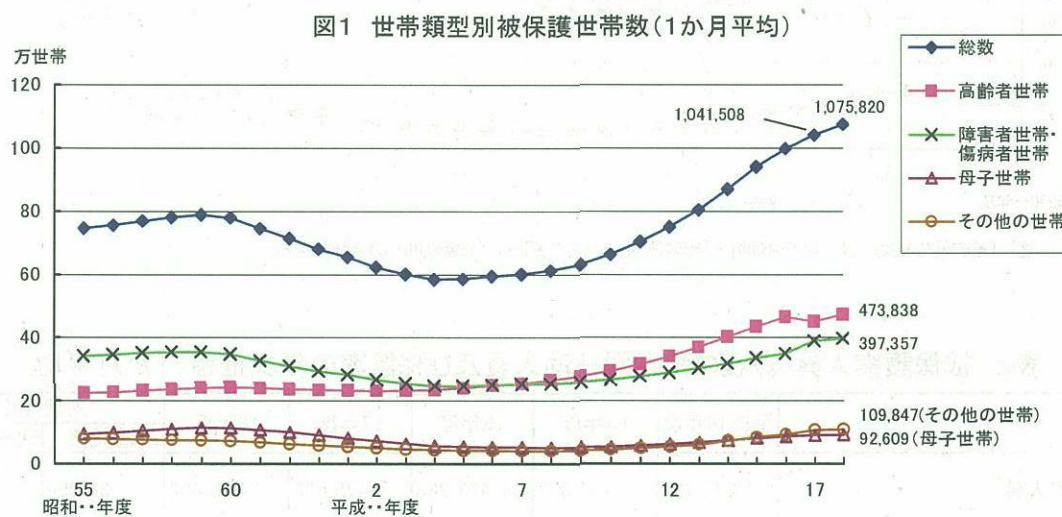
結 果 の 概 要

1 生活保護関係

(1) 被保護世帯数

平成18年度の1か月平均の「被保護世帯数」は1,075,820世帯で、前年度に比べ34,312世帯（前年度比3.3%）増加した。

被保護世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」が473,838世帯（前年度比4.8%増）と最も多く、次いで「障害者世帯・傷病者世帯」で397,357世帯（同1.9%増）となっている。（図1、表1）



注：総数には保護停止中の世帯も含む。

表1 世帯類型別被保護世帯数の年次推移(1か月平均)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総 数	870 931	941 270	998 887	1 041 508	1 075 820	34 312	3.3
高齢者世帯	402 835	435 804	465 680	451 962	473 838	21 876	4.8
障害者世帯・傷病者世帯	319 301	336 772	349 844	389 818	397 357	7 539	1.9
母子世帯	75 097	82 216	87 478	90 531	92 609	2 078	2.3
その他の世帯	72 403	84 941	94 148	107 259	109 847	2 588	2.4

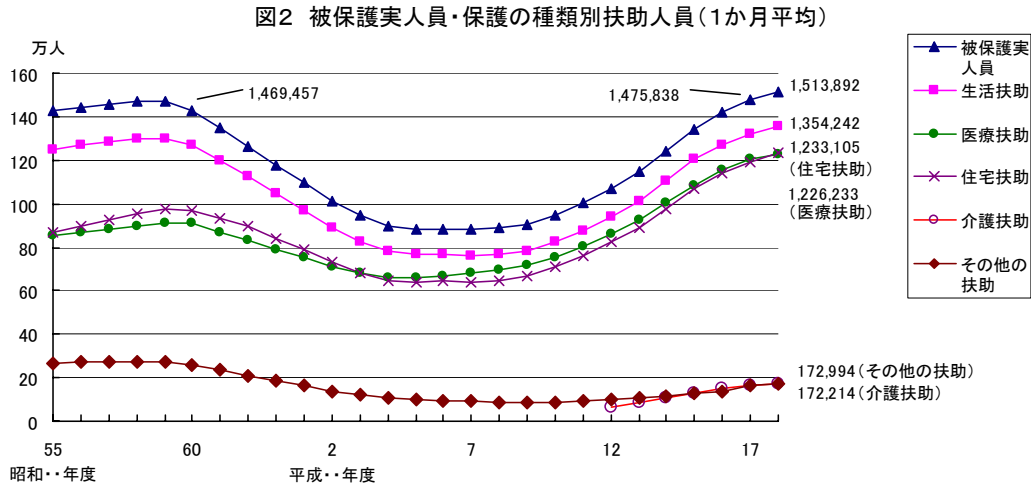
注：総数には保護停止中の世帯も含む。

(2) 被保護実人員及び保護率

平成 18 年度の 1 か月平均の「被保護実人員」は 1,513,892 人で、前年度と比べ 38,054 人（前年度比 2.6%）増加している。

保護の種類別に扶助人員をみると、「生活扶助」が 1,354,242 人と最も多く、次いで「住宅扶助」1,233,105 人となっている。

また、保護率（人口千対）は 11.8（‰）となっている。（図 2、表 2）



注：「その他の扶助」は、「教育扶助」・「出産扶助」・「生業扶助」・「葬祭扶助」の合計である。

表2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員及び保護率の年次推移（1か月平均）

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
被保護実人員	1 242 723	1 344 327	1 423 388	1 475 838	1 513 892	38 054	2.6
保護率（人口千対）(‰)	9.8	10.5	11.1	11.6	11.8		
生活扶助	1 105 499	1 201 836	1 273 502	1 320 413	1 354 242	33 829	2.6
医療扶助	1 002 886	1 082 648	1 154 521	1 207 814	1 226 233	18 419	1.5
住宅扶助	975 486	1 069 135	1 143 310	1 194 020	1 233 105	39 085	3.3
介護扶助 （再掲）	105 964	127 164	147 239	164 093	172 214	8 121	4.9
施設介護	22 679	26 640	29 213	31 875	34 437	2 562	8.0
介護老人福祉施設	8 043	10 216	12 158	13 981	15 498	1 517	10.9
介護老人保健施設	8 010	9 226	9 967	10 936	12 462	1 526	14.0
介護療養型医療施設	6 627	7 198	7 088	6 958	6 477	△ 481	△ 6.9
居宅介護	83 285	100 524	118 027	132 218	127 964	△ 4 254	△ 3.2
その他の扶助	116 848	127 121	135 272	167 264	172 994	5 730	3.4

注：「その他の扶助」は、「教育扶助」・「出産扶助」・「生業扶助」・「葬祭扶助」の合計である。

(3) 保護開始・廃止の主な理由

平成 18 年 9 月中の保護開始の主な理由を構成割合でみると、「傷病による」が 43.0%と最も多く、次いで「働きによる収入の減少・喪失」が 18.3%、「貯金等の減少・喪失」が 16.5%となっている(図 3)。

また、平成 18 年 9 月中の保護廃止の主な理由を構成割合でみると、「死亡」が 25.1%、次いで「失そう」が 15.3%、「傷病治癒」が 15.0%となっている(図 4)。

図3 保護開始の主な理由別世帯数の構成割合

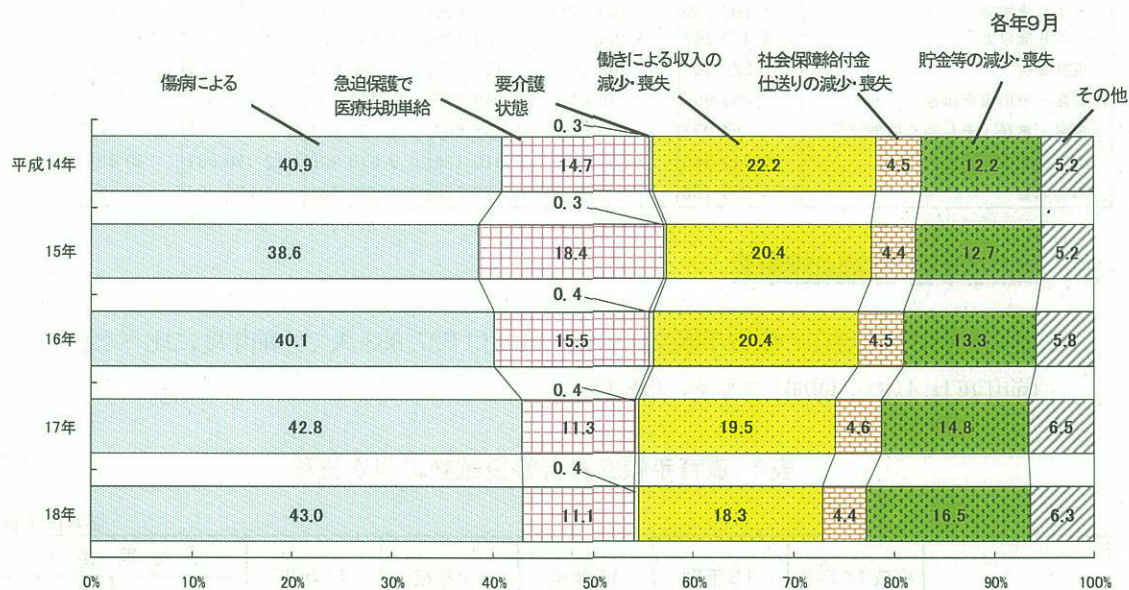
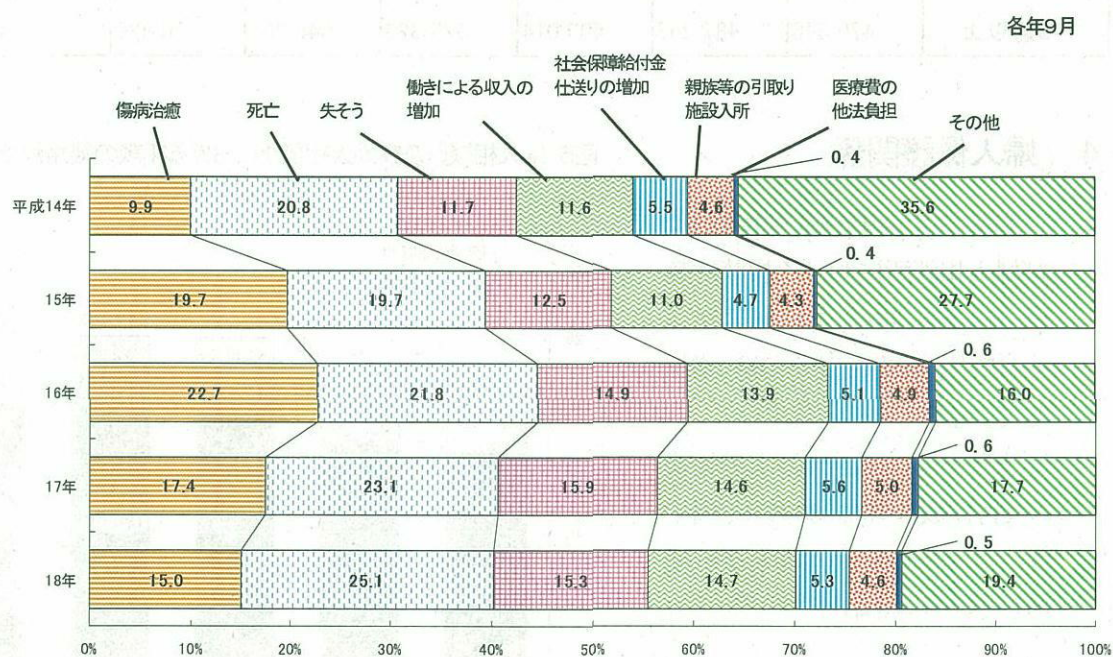


図4 保護廃止の主な理由別世帯数の構成割合



注：平成 14 年の「その他」の中には「急迫保護で医療扶助単給」を理由として保護開始した世帯が含まれている。

2 身体障害者福祉関係

平成 18 年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は 4,895,410 人で、前年度に比べ 100,377 人（前年度比 2.1%）増加している（表 3）。

表 3 身体障害者手帳交付台帳登録数の年次推移

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	各年度末現在 対 前 年 度	
						増減数	増減率(%)
総 数	4 448 948	4 559 965	4 672 390	4 795 033	4 895 410	100 377	2.1
18歳未満	108 280	108 011	108 945	108 901	108 777	△ 124	△ 0.1
18歳以上	4 340 668	4 451 954	4 563 445	4 686 132	4 786 633	100 501	2.1
視覚障害	389 508	388 326	389 304	389 099	389 603	504	0.1
聴覚・平衡機能障害	435 997	436 017	440 394	444 381	447 022	2 641	0.6
音声・言語・そしゃく機能障害	54 077	55 650	56 884	57 844	59 016	1 172	2.0
肢体不自由	2 512 260	2 560 211	2 610 135	2 670 928	2 720 337	49 409	1.8
内部障害	1 057 106	1 119 761	1 175 673	1 232 781	1 279 432	46 651	3.8

3 知的障害者福祉関係

平成 18 年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は 727,853 人で、前年度に比べ 29,092 人（前年度比 4.2%）増加している（表 4）。

表 4 療育手帳交付台帳登録数の年次推移

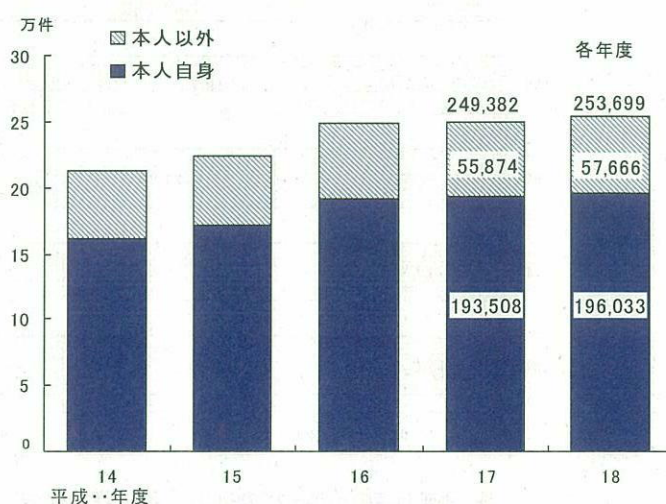
	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	各年度末現在 対 前 年 度	
						増減数	増減率(%)
総 数	614 707	640 713	668 702	698 761	727 853	29 092	4.2
18歳未満	144 361	153 456	163 688	173 438	181 602	8 164	4.7
18歳以上	470 346	487 257	505 014	525 323	546 251	20 928	4.0

4 婦人保護関係

平成 18 年度中の婦人相談員及び婦人相談所における相談件数は 253,699 件で、前年度に比べ 4,317 件（前年度比 1.7%）増加している。

また、「本人自身」からの相談の受付件数は 196,033 件で、前年度に比べ 2,525 件（同 1.3%）増加している。（図 5）

図 5 婦人相談員及び婦人相談所における相談の経路別受付件数



注:「本人以外」とは「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等をいう。

5 老人福祉関係

(1) 老人ホームの施設数・定員

平成 18 年度末現在の老人ホーム（有料老人ホームは除く。）の施設数は 8,915 施設で、前年度に比べ 361 施設（前年度比 4.2%）増加している。定員は 555,067 人で前年度に比べ 17,449 人（同 3.2%）増加しており、「特別養護老人ホーム」が 15,325 人（同 4.0%）、「軽費老人ホーム（ケアハウス）」が 2,454 人（同 3.6%）増加している。（表 5）

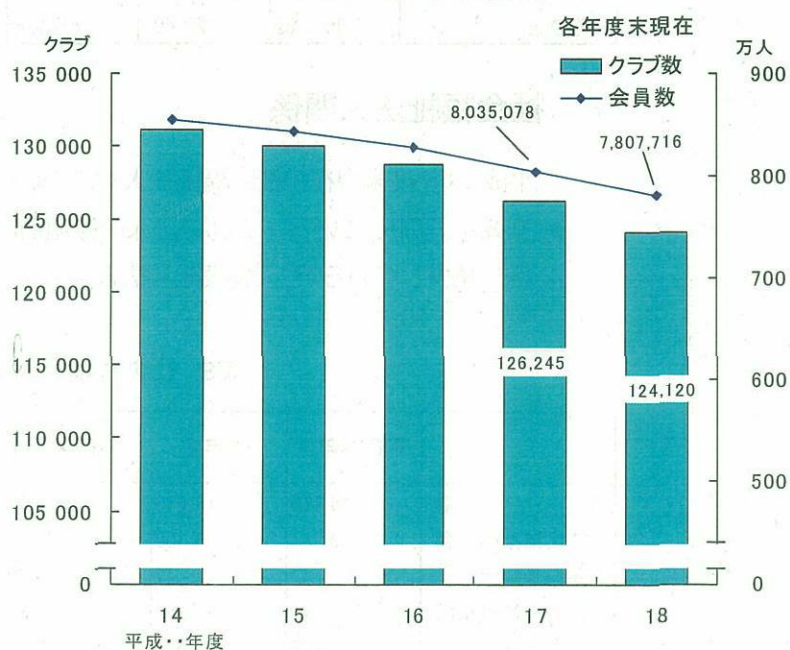
表 5 老人ホームの施設数・定員の年次推移

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	各年度末現在 対 前 年 度	
						増減数	増減率(%)
施設 総 数	7 700	7 991	8 305	8 554	8 915	361	4.2
養護老人ホーム	953	958	961	961	960	△ 1	△ 0.1
特別養護老人ホーム	4 966	5 152	5 393	5 587	5 898	311	5.6
軽費老人ホーム(A型)	239	239	237	235	232	△ 3	△ 1.3
軽費老人ホーム(B型)	35	35	35	33	32	△ 1	△ 3.0
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 507	1 607	1 679	1 738	1 793	55	3.2
定 員 総 数	478 251	497 216	520 056	537 618	555 067	17 449	3.2
養護老人ホーム	66 699	66 927	66 973	66 676	66 570	△ 106	△ 0.2
特別養護老人ホーム	336 477	351 468	371 038	386 827	402 152	15 325	4.0
軽費老人ホーム(A型)	14 203	14 133	13 943	13 783	13 613	△ 170	△ 1.2
軽費老人ホーム(B型)	1 663	1 651	1 651	1 551	1 497	△ 54	△ 3.5
軽費老人ホーム(ケアハウス)	59 209	63 037	66 451	68 781	71 235	2 454	3.6

(2) 老人クラブ数・会員数

平成 18 年度末現在の「クラブ数」は 124,120 クラブで、前年度に比べて 2,125 クラブ（前年度比 1.7%）、「会員数」は 7,807,716 人で、前年度に比べて 227,362 人（同 2.8%）減少している（図 6）。

図 6 老人クラブ数・会員数



6 民生委員関係

平成18年度末現在の民生委員（児童委員を兼ねる）の数は226,821人で、前年度に比べ239人（前年度比0.1%）増加している。内訳は男性が93,921人で前年度に比べ379人（同0.4%）減少し、女性は132,900人で前年度に比べ618人（同0.5%）増加している。（表6）

表6 男女別民生委員数の年次推移

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	各年度末現在 対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	224 402	224 582	226 914	226 582	226 821	239	0.1
男	97 949	97 462	94 853	94 300	93 921	△ 379	△ 0.4
女	126 453	127 120	132 061	132 282	132 900	618	0.5

また、民生委員が平成18年度中に処理した相談・支援件数は7,904,435件で、前年度に比べ55,879件（前年度比0.7%）増加している。

これを分野別にみると「高齢者に関すること」は4,233,952件で、前年度に比べ49,120件（同1.1%）減少しているが、「子どもに関すること」は1,579,614件で前年度に比べ182,274件（同13.0%）増加している。（表7）

表7 民生委員の相談・支援件数の年次推移

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	各年度末現在 対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	8 933 604	8 671 567	8 114 062	7 848 556	7 904 435	55 879	0.7
高齢者に関すること	4 906 776	4 798 344	4 492 572	4 283 072	4 233 952	△ 49 120	△ 1.1
障害者に関すること	764 132	709 669	615 248	567 396	552 235	△ 15 161	△ 2.7
子どもに関すること	1 304 314	1 334 057	1 299 033	1 397 340	1 579 614	182 274	13.0
その他	1 958 382	1 829 497	1 707 209	1 600 748	1 538 634	△ 62 114	△ 3.9

7 社会福祉法人関係

平成18年度末現在の社会福祉法人数は18,412法人で、前年度に比べ154法人（前年度比0.8%）増加している。これを法人の種類別に見ると「社会福祉協議会」は85法人（同4.1%）減少しているが、「施設経営法人」は223法人（同1.4%）増加している。（表8）

表8 社会福祉法人数の年次推移

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	各年度末現在 対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	18 150	18 613	18 630	18 258	18 412	154	0.8
社会福祉協議会	3 381	3 308	2 824	2 077	1 992	△ 85	△ 4.1
共同募金会	47	47	47	47	47	-	-
社会福祉事業団	151	152	153	147	145	△ 2	△ 1.4
施設経営法人	14 449	14 978	15 468	15 852	16 075	223	1.4
その他	122	128	138	135	153	18	13.3

注:2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人(厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分)は含まれていない。

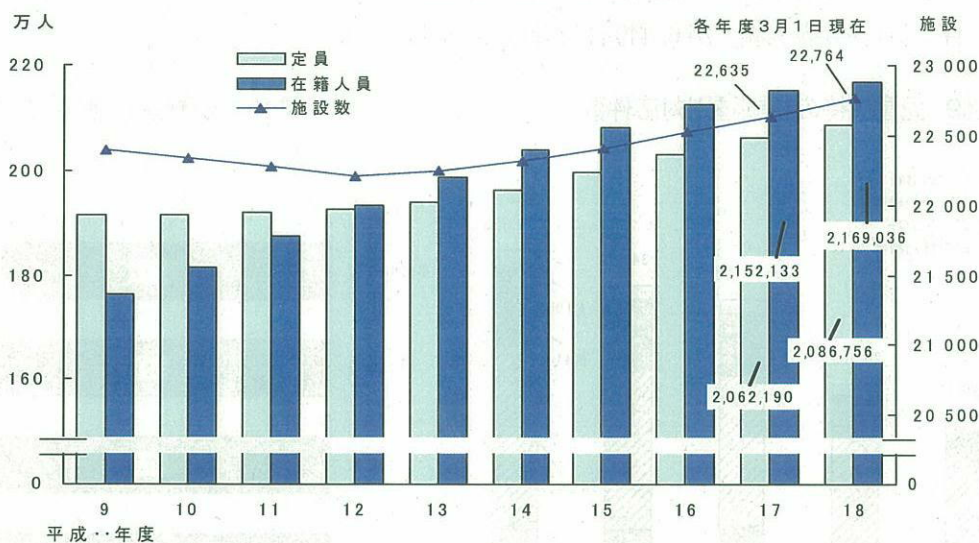
8 児童福祉関係

(1) 保育所の施設数・定員・在籍人員

平成19年3月1日現在の保育所数は22,764施設で、前年度に比べ129施設（前年度比0.6%）、定員は2,086,756人で前年度に比べ24,566人（同1.2%）増加している。在籍人員は2,169,036人で、前年度に比べ16,903人（同0.8%）増加している。

また、在籍人員は平成12年度以降は定員を上回っている。（図7）

図7 保育所の施設数・定員・在籍人員



(2) 児童相談所における相談の種類

平成18年度中に児童相談所が対応した相談件数は381,757件である。これを相談の種類別にみると、「障害相談」が194,871件（相談件数の51.0%）と最も多く、次いで「養護相談」が78,863件（同20.7%）、「育成相談」が61,061件（同16.0%）となっている。（図8、表9）

図8 児童相談所における相談の種類別対応件数

平成18年度

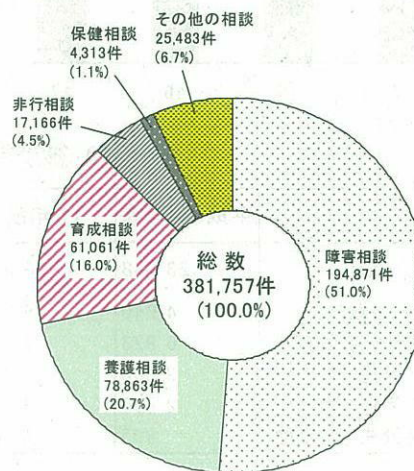


表9 児童相談所における相談の種類別対応件数の年次推移

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	398,025	341,629	351,838	349,911	381,757	31,846	9.1
障害相談	223,937	159,017	158,598	162,982	194,871	31,889	19.6
養護相談	63,886	66,301	74,435	75,668	78,863	3,195	4.2
育成相談	63,584	65,478	65,356	61,304	61,061	△243	△0.4
非行相談	15,670	16,508	18,084	17,571	17,166	△405	△2.3
保健相談	7,358	6,964	5,474	4,430	4,313	△117	△2.6
その他の相談	23,590	27,361	29,891	27,956	25,483	△2,473	△8.8

(3) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

平成 18 年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち「児童虐待相談の対応件数」は 37,323 件で、前年度に比べ 2,851 件（前年度比 8.3%）増加している。これを相談種別にみると、「身体的虐待」が 15,364 件と最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が 14,365 件となっている。（図 9）

また、主な虐待者別にみると「実母」が 62.8%と最も多く、次いで「実父」22.0%となっている（図 10）。

さらに、被虐待者の年齢別にみると「小学生」が 14,467 件、「3 歳～学齢前」が 9,334 件、「0～3 歳未満」が 6,449 件となっている（表 10）。

図 9 児童虐待の相談種別対応件数

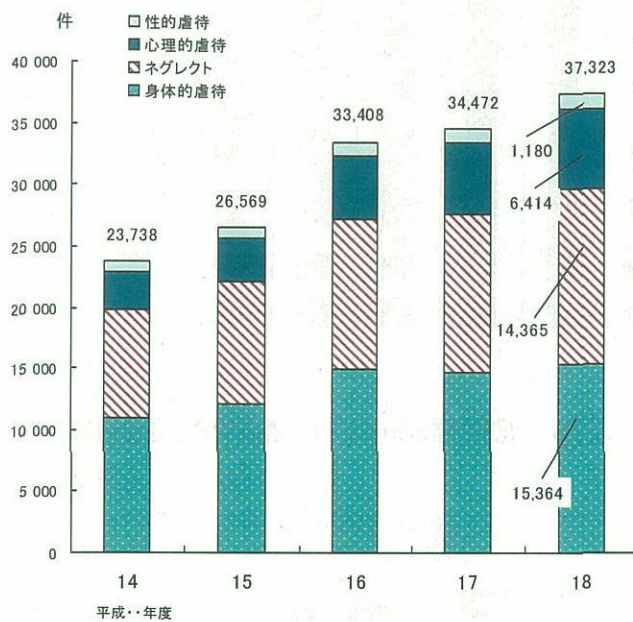


図 10 児童虐待相談の主な虐待者別構成割合

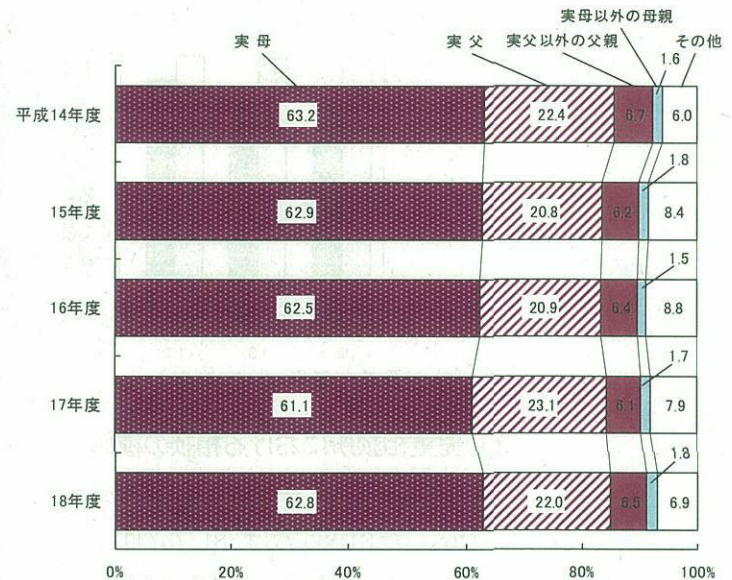


表 10 被虐待者の年齢別対応件数の年次推移

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	対 前 年 度 増減数	増減率(%)
総 数	23 738	26 569	33 408	34 472	37 323	2 851	8.3
0～3歳未満	4 940	5 346	6 479	6 361	6 449	88	1.4
3歳～学齢前	6 928	7 238	8 776	8 781	9 334	553	6.3
小学生	8 380	9 708	12 483	13 024	14 467	1 443	11.1
中学生	2 495	3 116	4 187	4 620	5 201	581	12.6
高校生・その他	995	1 161	1 483	1 686	1 872	186	11.0

9 戦傷病者特別援護関係

平成 18 年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登録数は 43,005 人で、前年度に比べ 3,951 人（前年度比 8.4%）減少している（表 11）。

表 11 戦傷病者手帳交付台帳登録数の年次推移

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	各年度末現在 対 前 年 度	
						増減数	増減率(%)
総 数	61 570	56 610	51 692	46 956	43 005	△ 3 951	△ 8.4

用語の定義

1 生活保護関係

(1) 被保護世帯数・被保護実人員（1か月平均）

各月中に1日（回）でも生活保護を受けた世帯数・実人員及び月の初日から末日まで引き続いて保護が停止されていた世帯数・実人員の合計を各年度について1か月平均としたもの

(2) 世帯類型別被保護世帯数（1か月平均）

各月における被保護世帯（保護停止中の世帯を除く）を下記の世帯類型別に区分したものを各年度について1か月平均としたもの

ア 高齢者世帯

平成16年度までは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯

平成17年度からは、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯

イ 母子世帯

平成16年度までは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）18歳から60歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

平成17年度からは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）65歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

ウ 障害者世帯・傷病者世帯

世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯並びに世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

エ その他の世帯

上記アからウのいずれにも該当しない世帯

(3) 保護率

保護率（人口千対）は「被保護実人員（1か月平均）」÷「各年10月1日現在総務省推計人口（総人口）」×1000で算出している。

なお、平成17年度については「平成17年10月1日現在国勢調査確定人口（総人口）」で算出している。

2 身体障害者福祉関係

身体障害者手帳交付台帳登載数

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

3 知的障害者福祉関係

療育手帳交付台帳登載数

知的障害者（児）の申請に基づき、都道府県知事及び指定都市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

4 婦人保護関係

婦人相談所・婦人相談員

要保護女子に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応じ、必要な指導等を行うため、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事または市長が委嘱する相談員

5 老人福祉関係

(1) 養護老人ホーム

65 歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護する施設

(2) 特別養護老人ホーム

65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護する施設

(3) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）

無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設であって、A型は身寄りがない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を、ケアハウスは身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させる施設

(4) 老人クラブ

老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成 13 年 10 月 1 日老発第 390 号老健局長通知）に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための事業を行う団体

6 民生委員関係

民生委員（児童委員）

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねる

7 社会福祉法人関係

(1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人

なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が所轄庁である法人についてのみ報告されるため、2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人（厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分）は含まれていない

(2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であつて、社会福祉法人として認可されているもの

(3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人

(4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号社会・児童家庭局長連名通知）に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体

(5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人

8 児童福祉関係

(1) 保育所

児童福祉法により都道府県知事、指定都市及び中核市の市長の認可を受けた保育所

(2) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県・指定都市に設置された相談所

(3) 児童相談所における相談の種類

ア 養護相談

父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談

イ 保健相談

未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息等を有する児童に関する相談

ウ 障害相談

肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談、盲、ろう等視聴覚障害児に関する相談、構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞、注意欠陥多動性障害等発達障害を有する児童等に関する相談、重症心身障害児（者）に関する相談、知的障害児に関する相談、自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する相談

エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、触法行為のあったとされる児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

オ 育成相談

児童の人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある児童に関する相談、進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談

カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談

9 戦傷病者特別援護関係

戦傷病者手帳交付台帳登載数

旧軍人軍属であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている各年度末現在の数